平成21年 第32号 改正 平成25年第23号 平成28年第12号

(目的)

第1条 この要綱は、町内の小学校又は中学校に在籍する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童、生徒の保護者若しくは特別支援学級(以下「特別支援学級」という。)に在籍する児童又は生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)を支給することにより、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 奨励費の支給を受けることができる者は、本町に住所を有し、学校教育法施行令第2 2条の3に規定する障害の程度に該当し、又は特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護 者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶 助が支給されている児童又は生徒の保護者は、この限りでない。

(対象経費)

- 第3条 この要綱の規定により支給する奨励費の対象経費は、次の各号に掲げる費目に応じ当 該各号に定める経費とする。
 - (1) 学用品費 児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要と される学用品(実験材料及び実習材料を含む。)又はその購入費
 - (2) 通学用品費 児童又は生徒(第1学年の者を除く。)が通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等)又はその購入費
 - (3) 校外活動費(宿泊を伴わないものに限る。) 児童又は生徒が学校外に教育の場を 求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接 必要な交通費及び見学料
 - (4) 校外活動費(宿泊を伴うものに限る。) 児童又は生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く。)のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料
 - (5) 新入学児童生徒学用品費 新入学児童又は生徒(年度当初に支給対象者として認定された者に限る。)が通常必要とする学用品及び通学用品又はその購入費
 - (6) 修学旅行費 修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加 した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写

真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行 取扱料金

- (7) 学校給食費 児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額
- (8) 交流学習に要する交通費 児童又は生徒が学校教育の一環として特別支援学校又は 小学校若しくは中学校の特別支援学級と共に集団学習を行う交流学習(運動会、学芸会、 音楽会等)に参加する場合に必要な交通費
- (9) 職場実習に要する交通費 中学校の教育計画に基づき、生徒が教師の指導の下に学 校以外の事業所等において職業教育のための職場実習に参加する場合の交通費
- (10) 通学に要する交通費 児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通 学する場合に要する交通費
- (11) 共済掛金 児童又は生徒の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る共済掛金

(支給額)

- 第4条 前条各号に掲げる対象経費に係る奨励費の額は、毎年度町長が定めるものとし、別表 に掲げる支給対象者の区分に応じて奨励費の内容欄に定める経費を予算の範囲内で支給する。 (申請)
- 第5条 奨励費の支給を受けようとする者(次条及び第7条第1号において「申請者」という。) は、教育委員会が定める日までに特別支援教育就学奨励費受給申請書(別記様式)に必要な 書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。
- 2 転入者又は特別な理由により年の中途において支給が必要になった場合は、その都度申請 することができる。

(支給の決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励費の支給を決定し、その旨を申請者及び児童又は生徒の在籍する学校の校長(第9条第2項において「校長」という。)に通知するものとする。

(支給の取消し)

- 第7条 教育委員会は、支給の決定をした者(第9条において「支給決定者」という。)が次 の各号のいずれかに該当したときは、当該日をもって支給の決定を取り消すものとする。
 - (1) 申請者が辞退したとき。
 - (2) 児童又は生徒が学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当しなくなり、かつ、特別支援学級に在籍しなくなったとき。
 - (3) 生活保護法第13条の規定による教育扶助の受給者となったとき。
 - (4) 虚偽の申請により支給を受けていることが判明したとき。

(5) その他教育委員会が奨励費の支給決定の取消しが必要と認めたとき。

(支給の期間)

- 第8条 奨励費の支給期間は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 2 年の中途において支給の決定を受けた者の支給期間は、決定を受けた日の属する月の1日 からその年度の3月31日までとする。
- 3 年の中途において支給の決定の取消しを受けた者の支給期間は、取消しを受けた日の前日 までとする。

(支給方法)

- 第9条 町長は、支給決定者に対し前条に規定する期間に応じて、第4条に規定する奨励費を 年4回以内に分けて支給する。ただし、年の中途において支給の取消しを受けた者について は、第3条第1号から第3号までに掲げる費目にあっては認定を取り消された日の属する月 まで、同条第4号から第11号までに掲げる費目にあっては認定を取り消された日の前日ま での経費を支給する。
- 2 支給決定者は、就学援助費の受領及び執行を当該支給決定者の児童又は生徒が在学する校 長に委任することができる。

(返還)

第10条 町長は、第7条の規定により支給の決定の取消しを受けた者に対し、既に支給した 奨励費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年第23号)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の別記様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則(平成28年第12号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

支給対象者の区分	区分の基準	奨励費の内容
第I区分	収入額が需要額の1. 5倍未満	学用品費
第Ⅱ区分	収入額が需要額の1.5倍以上2.5	 通学用品費
	倍未満	校外活動費

		新入学児童生徒学用品費
		修学旅行費
		学校給食費
		交流学習に要する交通費
		職場実習に要する交通費
		通学に要する交通費
		共済掛金
第Ⅲ区分	収入額が需要額の2. 5倍以上	交流学習に要する交通費
		職場実習に要する交通費
		通学に要する交通費

備考

- 1 この表において「収入額」とは、当該年度に納付すべき町県民税の課税の基礎となった同一生計世帯の世帯全員の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額から 社会保険料、生命保険料及び地震保険料の合計額を控除した額をいう。
- 2 この表において「需要額」とは、生活保護法による保護の基準に従い、世帯の状況に 応じて、前年12月31日現在で算出した額の合計額に12を乗じて得た額をいう。

特別支援教育就学奨励費受給申請書

年 月 日

(宛先) 幸田町教育委員会

年度特別支援教育就学奨励費の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

	幸田町大字	幸田町大字				申請者(保護者))	ふりがな			
住河		電話(一 一)			氏名				Ð	
	学校名	学年 年度)	氏	名	生	三年月日		マイナ (個人	ンバー 番号)	
児童	学校	年								
生徒	学校	年								
	学校	年								

申請理由(該当する番号に○をつけてください。)

- 1 町内小中学校の特別支援学級に在籍している。
- 2 町内小中学校に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当している。

	氏名	児童生徒 との続柄	生年月日	マイナンバー (個人番号)			
世							
世帯状況(児童生徒を除く)							
児童生							
徒を除							
5							

備考欄

- ・本制度は「幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に基づく個人番号利用事務です。この申請書により提供される個人番号は、特別支援教育就学奨励費の受給資格の審査及び支給区分の決定に必要な情報(申請者の世帯情報及び世帯員の所得・課税情報)の確認にのみ利用されます。
- ・審査の結果は申請者(保護者)及び児童・生徒が在学する学校に通知します。